

「近江八幡市いじめ防止基本方針」（平成27年3月策定）の改定について【主な改定事項】

改定の意図	改定前	改定後
○子どもが主体的にいじめの防止に資する活動に取り組むことが必要であることを示す。	(新設)	はじめに【P1】 児童生徒においては、自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが必要です。
○本市におけるいじめ問題対策に関わって実施している内容を修正する。	はじめに【P1】 本市では、これらの必要性を認識した取組、即ち、各学校への教育相談員の派遣、教育相談室・適応指導教室の設置、ホームスタディ制度、問題行動（いじめ）対策連絡協議会、問題行動対策連絡調整会議、教職員の研修等を実施しているところです。	はじめに【P1】 本市では、これらの必要性を認識した取組、即ち、各学校への教育相談員やスクールソーシャルワーカーの派遣、教育相談室・適応指導教室の設置、ホームスタディ制度、いじめ問題専門委員会、いじめ問題対策連絡協議会、教職員の研修等を実施しているところです。
○いじめの定義の解釈の明確化を図る。 ・解釈上、いじめとして扱われていない「けんか」の範囲については、限定的であることを具体例を示しながら明確にする。	第1章 2 いじめの定義【P2】 (注3)けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。	第1章 2 いじめの定義【P2】 (注3)けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとします。
○いじめへの対処方法として、状況に応じて、見守る（軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など）、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応が可能であることを示す・ただし、いじめであるため、学校がいじめ対策組織への情報共有は当然必要となる。	(新設)	第1章 2 いじめの定義【P2】 (注4)学校は、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、見守る・「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。（軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など）ただし、これらの場合にあっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となります。
○いじめ問題対策連絡協議会を、必要に応じて、臨時で開催することを示す。	第2章 1 (1) 近江八幡市いじめ問題対策連絡協議会（法第14条第1項関係組織）【P5】 ○年間3回開催します。	第2章 1 (1) 近江八幡市いじめ問題対策連絡協議会（法第14条第1項関係組織）【P5】 ○年間3回開催します。更に教育委員会が必要と認めた場合には臨時で開催します。
○今後のいじめ問題対策において、PTAとの連携を充実させていくため、いじめ問題対策連絡協議会の構成員に、市PTA連合会を加える。また、いじめ対策にかかる就学前教育の在り方等についても充実した協議ができるよう、園長代表も加える。	第2章 1 (1) 近江八幡市いじめ問題対策連絡協議会（法第14条第1項関係組織）【P5】 ○構成員：市立小中学校担当者、児童相談所、地方法務局、警察（生活安全課）、青少年育成市民会議、教育研究所、関係市長部局、教育関係者（教育委員、校長代表）、教育委員会事務局	第2章 1 (1) 近江八幡市いじめ問題対策連絡協議会（法第14条第1項関係組織）【P5】 ○構成員：市立小中学校担当者、児童相談所、地方法務局、警察（生活安全課）、青少年育成市民会議、市PTA連合会、教育研究所、関係市長部局、教育関係者（教育委員、校長代表）、教育委員会事務局
○就学前の段階から、発達段階に応じて、幼児が他者を尊重する気持ちを持って行動できるよう総合的な指導を行うことが、小・中学校での教育における、豊かな情操と道徳心を培う取組の基礎となることを示す。	第2章 2 (1) ③豊かな情操と道徳心を培う取組の支援【P6】	第2章 2 (1) ③豊かな情操と道徳心を培う取組の支援【P6】 幼児期の教育では、遊びを通じた総合的な指導を行います。一人ひとりの幼児が、将来、豊かな人生を切り拓き、新たな社会の創り手となるための基礎を培うことができるよう、必要な力を一体的に育むことに努めます。他の人々と親しみ、支え合って生活できるよう、幼児たちの自立心を育て、人と関わる力を養うことは、指導内容の重点の一つです。小・中学校の教育ではさらに、そうした幼児期の教育で育まれた力を生かす視点を持ちながら、以下の取組が進められるよう支援をします。
○全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するよう、教員養成課程、免許更新講習や、校内研修を始めとする教員研修等において、計画的に法の内容が位置付けられるよう、その方策を検討する。	第2章 2 (1) ⑤教職員の感性を高める研修の推進【P6】 教職員に対して、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。	第2章 2 (1) ⑤教職員の感性を高める研修の推進【P6】 教職員に対して、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。全ての教職員の共通理解を図るため、計画的に、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促します。

<p>○教育委員会等（教育委員会、学校法人、国立大学法人、以下同じ。）および都道府県私立学校担当部局が、学校基本方針のPDCAサイクルが機能しているかについて点検を行う。</p> <p>○学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみではなく、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。</p>	<p>(新設)</p>	<p>第2章 2 (1) いじめの防止【P6】 <u>⑤学校におけるいじめ防止等の対策に係る学校評価</u> <u>学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。</u></p>
<p>○相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組を行う。</p>	<p>第2章 2 (2) ①相談窓口の設置等【P6】 児童生徒およびその保護者がいじめの相談を行うことができるよう臨床心理士や相談員を配置し、相談窓口の周知を図ります。また、弁護士会や法務局等の各種相談窓口と連携を図ります。</p>	<p>第2章 2 (2) ①相談窓口の設置等【P7】 児童生徒およびその保護者がいじめの相談を行うことができるよう臨床心理士や相談員を配置し、相談窓口の周知を図ります。また、弁護士会や法務局等の各種相談窓口と連携を図ります。<u>周知の際には、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させることに努めます。</u></p>
<p>○教育委員会は、いじめの対処において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・弁護士等の外部専門家の派遣、関係機関との連携を図る等、学校への支援を行う。 （学校が教育委員会等に報告することのメリットを明らかにしながら対応の充実を図る。）</p>	<p>第2章 2 (3) ①早期対応【P7】 教育委員会は学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、または当該報告に係る事案について、自ら必要な調査を行います。</p>	<p>第2章 2 (3) ①早期対応への支援【P7】 教育委員会は学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示します。<u>支援とは、具体的には、指導主事等の職員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家の派遣、警察等関係機関との連携等が考えられます。さらに、当該報告に係る事案について、自ら必要な調査を行います。</u></p>
<p>○学校基本方針の意義を再認識させながら、全教職員に方針に基づく対応を改めて確認させる。 ・学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応が可能となる。 ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒に学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。 ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付ける。</p>	<p>第3章 1 学校いじめ防止基本方針の策定【P7】 各学校は、国・県・市の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の基本的な方向性と取組内容を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開します。</p>	<p>第3章 1 学校いじめ防止基本方針の策定【P8】 各学校は、国・県・市の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の基本的な方向性と取組内容を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。<u>学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することで、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるように努めます。</u> <u>いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒およびその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながると考えます。また、加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につなげます。</u></p>
<p>○いじめの発生状況、学校基本方針に基づく取組状況等を、学校評価の評価項目に位置付けるよう促す。学校基本方針において、いじめ対策の達成目標を設定し、年間を通してどのように取組（いじめの防止プログラム等）を実施するかを取組計画として定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。 ○学校基本方針を各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。</p>		<p>第3章 1 学校いじめ防止基本方針の策定【P8】 <u>学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけます。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。</u> <u>策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開します。また、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。</u></p>

<p>○学校基本方針を実効的なものにする取組を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止対策委員会」への外部人材の参画を推進する。 ・いじめ対策組織は、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うための組織であり、かつ、基本方針の見直し、校内研修等を企画する組織であることを改めて周知する。 ・組織的対応の必要性を再度周知し、教職員の意識改革を促す。 	<p>第3章 2 学校の組織等の設置と役割【P8】</p> <p>学校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」（法第22条）を組織します。必要に応じて心理や福祉の専門家などの参加を求めます。「いじめ防止対策委員会」の役割は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) いじめの防止等の取組の年間計画を作成すること (2) いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図ること (3) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行うこと (4) 児童生徒や家庭・保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組等を行うこと (5) いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行うこと (6) いじめの疑いに関する情報があつたときには緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童生徒等への事実関係の聴取、児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行うこと (7) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行うこと (8) 重大事態の調査の母体となること (9) PDCAサイクル(計画、実践、評価・分析、改善)に基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行うこと 	<p>第3章 2 学校の組織等の設置と役割【P8】</p> <p>学校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」（法第22条）を組織します。必要に応じて、教育委員会の支援を得ながら、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の参加を求めます。「いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担います。具体的には以下のとおりです。</p> <p>【未然防止】</p> <p>◇いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うこと</p> <p>【早期発見・事案対処】</p> <p>◇いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となること</p> <p>◇いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行うこと</p> <p>◇いじめの疑いに関する情報があつたときには緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童生徒等への事実関係の聴取、児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行うこと</p> <p>◇いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行うこと</p> <p>◇重大事態の調査の母体となること</p> <p>【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】</p> <p>◇学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行うこと</p> <p>◇学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施すること</p> <p>◇学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行うこと（PDCAサイクルの実行を含む）</p> <p>◇いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図ること</p> <p>◇児童生徒や家庭・保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組等を行うこと</p>
<p>○児童生徒が主体的に参画し、いじめの防止に向けた方策を議論し、実行する取組を推進する。</p> <p>(児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめが把握される例が多いことから、児童生徒の協力を得ることは不可欠。)</p>	<p>第3章 3 (1) いじめの防止【P8】</p> <p>いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないように未然防止に取り組みます。未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。また、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会を作ることができるように支援します。</p>	<p>第3章 3 (1) いじめの防止【P9】</p> <p>いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組みます。未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があります。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校がいじめ防止対策委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努めます。</p>
<p>○学校基本方針においてアンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証および対処方法について定め、迅速な対応を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査等において、児童生徒がSOSや情報を出せば、必ず学校が対応することを徹底する。 	<p>(新設)</p>	<p>第3章 3 (2) いじめの早期発見【P10】</p> <p>各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証および組織的な対処方法について定めておきます。アンケート調査や個人面談における、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。</p>

<p>○学校の教職員がいじめの情報を得た場合には、学校のいじめ防止対策委員会に確実に報告・共有を行い、組織的に対応しなければならないことを周知する。</p> <p>○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。いじめの「解消」の定義を明確化し、学校は、いじめが解消に至るまで被害者への支援を継続すること等を徹底する。</p>	<p>第3章 3 (3) いじめの対処【P9】</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず組織的に対応し、被害児童生徒の安全を守ります。加害児童生徒に対しては、いじめは決して許さないという毅然とした態度で指導します。これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図りながら取り組むこととします。</p>	<p>第3章 3 (3) いじめの対処【P10~P11】</p> <p>学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげます。また、各教職員は、学校が定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。</p> <p>いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通します。</p> <p>加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携を図りながら取り組みます。</p> <p>いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。</p> <p>① いじめに係る行為が止んでいること</p> <p>被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットの通じて行われるものを含みます。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることが必要です。相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または学校のいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。</p> <p>② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、安心・安全な生活が送れていること</p> <p>いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められることが必要です。被害児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。</p> <p>学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校のいじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。</p> <p>上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒および加害児童生徒については、日常的に注意深く観察をします。</p>
<p>○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たることを徹底させるため、改めて留意点として明確に示す。</p>	<p>第4章 1 (1) ①重大事態の定義【P9】</p> <p>○ その他の場合</p> <p>児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、申立てがあった時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態ととらえる必要があります。</p>	<p>第4章 1 (1) ①重大事態の定義【P11】</p> <p>○ その他の場合</p> <p>児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、申立てがあった時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たります。児童生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意をする必要があります。</p>

<p>○教育委員会が調査のための設置する組織の名称を、「いじめ問題調査委員会」とすることを明示する。</p>	<p>第4章 1(1)④調査を行う組織【P10】 ○ 学校が組織した「いじめ防止対策委員会」または教育委員会が設置した「いじめ問題専門委員会」で調査します。</p>	<p>第4章 1(1)④調査を行う組織【P12】 ○ 学校が組織した「いじめ防止対策委員会」または<u>市長部局</u>が設置した「いじめ問題調査委員会」で調査します。</p>
<p>○重大事態に関わり、被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、教育委員会および学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することが必要であることを明示する。</p>	<p>(新設)</p>	<p>第4章 1(1)⑤事実関係を明確にするための調査の実施【P12】 ○ <u>被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、教育委員会および学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となります。それが再発防止につながり、または新たな事実が明らかになる可能性もあります。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、教育委員会および学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めます。</u></p>
<p>○自殺という事態が起こった際に、資料や情報の客観的、総合的な分析評価を行う援助者について、具体的に明示する。</p>	<p>第4章 1(1)⑤事実関係を明確にするための調査の実施【P13】 ・資料や情報は、偏りのないようできる限り多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識および経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行います。</p>	<p>第4章 1(1)⑤事実関係を明確にするための調査の実施【P13】 ・資料や情報は、偏りのないようできる限り多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、<u>弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識および経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行います。</u></p>